

平成 25 年 6 月 28 日

NPO 労働相談・労働組合づくりセンター

理 事 長 佐 藤 陵 一 様

一般社団法人

北海道ビルメンテナンス協会

NPO 労働相談・労働組合づくりセンターからの質問に対する回答

平成 25 年 6 月 18 日付け文書で質問のありました標記について、次のとおり回答します。

1 協会未加盟の企業はどれくらい存在しているのか。

(回答) 未加入企業は、加入企業より多いと推測しているが、その実数は把握していません。

2 「道外大手」と地元企業など業界全体の「構図」とその特徴。

(回答) 質問の趣旨が不明のため回答ができません。

3 要望しておられる地元企業育成の具体策。

(回答) 北海道および札幌市への入札参加要件として、WTO 対象以外の業務については、道にあっては道内、札幌市にあっては市内に本社および支店等の常駐の営業拠点を持つ企業を対象とするよう要望しています。

4 パートのうち、短時間とフルタイムのおおよその比率。

(回答) 各企業により実状は異なりますが、全国ビルメンテナンス協会の平成 23 年度実態調査報告書によると、北海道では、常勤従事者が 30.8%、パート・臨時従事者が 69.2%となっています。

5 「建築保全業務単価」はいつ頃から公表されているのか。

(回答) 国交省によると「建築保全業務労務単価」は、平成 4 年から設定され、刊行物に公表されていたとのことですが、HP には平成 20 年から公表されています。

なお、「建築物保全業務積算基準」は平成 6 年から発行され、北海道および札幌市がこれらに基づく予定価格の積算を始めたのは、各議会の議事録から推察すると平成 15 年ごろからのようです。

6 「歩掛り」に対する業界としての意見もしくは評価。

(回答) 未だ不十分ではありますが、公平公正な入札のためには予定価格積算の基準として示されただけでも進展したと評価しています。

しかしながら、札幌市交通局のように未だに明確な基準による積算も行われていない入札もあるので「建築物保全業務積算基準」と「建築物保全業務労務単価」による予定価格の積算の周知徹底を要望していく予定です。

7 「制限付き一般競争入札」に対する評価。

(回答) 当協会が要望していない入札方式であり、全く評価していない。

札幌市内に常駐する業務管理拠点があり、入札参加者として指定されている企業によ

る指名競争入札の継続を要望する予定です。

8 「複数年契約」に対する業界の要望意見のポイント。

(回答) 札幌市の複数年契約は、最低賃金を含む労務単価の上昇等があったとしても、契約期間中(3年間)の契約金額の見直しは行われないこととなっています。

しかしながら、当初の契約額のままでは、2年目以降は最低制限価格又は低入札価格調査の基準以下となる可能性が高くなります。

また、公契約条例制定以前と制定後の契約の公平性を確保しがたく、2年目以降の作業報酬下限額は守れなくなるとも思われます。

9 最低制限価格の設定基準の改正に対する評価。

(回答) 最低制限価格基準が見直されたことは、業務の必要経費について一定の理解が得られたものと評価しています。

今後は、「建築保全業務労務単価」が地域の実勢単価であるので、直接人件費については100%に設定するよう要望する予定です。

10 清掃業務の清掃員のキャリア認定のしくみ。

(回答) 官公庁の清掃業務については、落札後、清掃員を募集し、教育して配置することとなります。

現行の入札制度では、同一企業が3年以上連続して受注することは困難であり、3年以上の実務経験および技能の習熟度等を客観的に把握できないため、キャリア認定は難しいと思います。

11 最賃改定に対しいつ頃から労働局長への意見上申を行ってきているのか。

(回答) 最賃審議会に雇用者側の参考人として招集されたときなどを通して、十数年以上前から意見上申を行ってきています。

建築保全業務は、ユーザーからの委託を受け実施されますが、労働関係法令は、役務サービスのユーザー＝雇用者であった時代に制定されたものであり、発注者には、労働関係法令上の責務がありません。

そこで、平成21年からは、「建築保全業務などの役務サービス契約を締結する場合には、発注者も最賃および法定福利費等の負担に対する保証責任を負うこととする」とも併せて要望しています。

12 不落札の場合の「雇用継続」に対する対応の基本。

(回答) 官公庁施設の清掃員は、そのほとんどが1年以内の期間の定めのある雇用形態となっています。

前年度まで受託していた施設の業務が不落札で他に就業場所が確保された場合には、多くの企業では、新たな就業場所での労働条件等を提示し雇用の継続を打診していると思われます。

本人が打診された条件での雇用を望む場合は、改めて1年以内の期間の定めのある雇用契約を結び、望まない場合は期間満了による雇い止めとなります。